

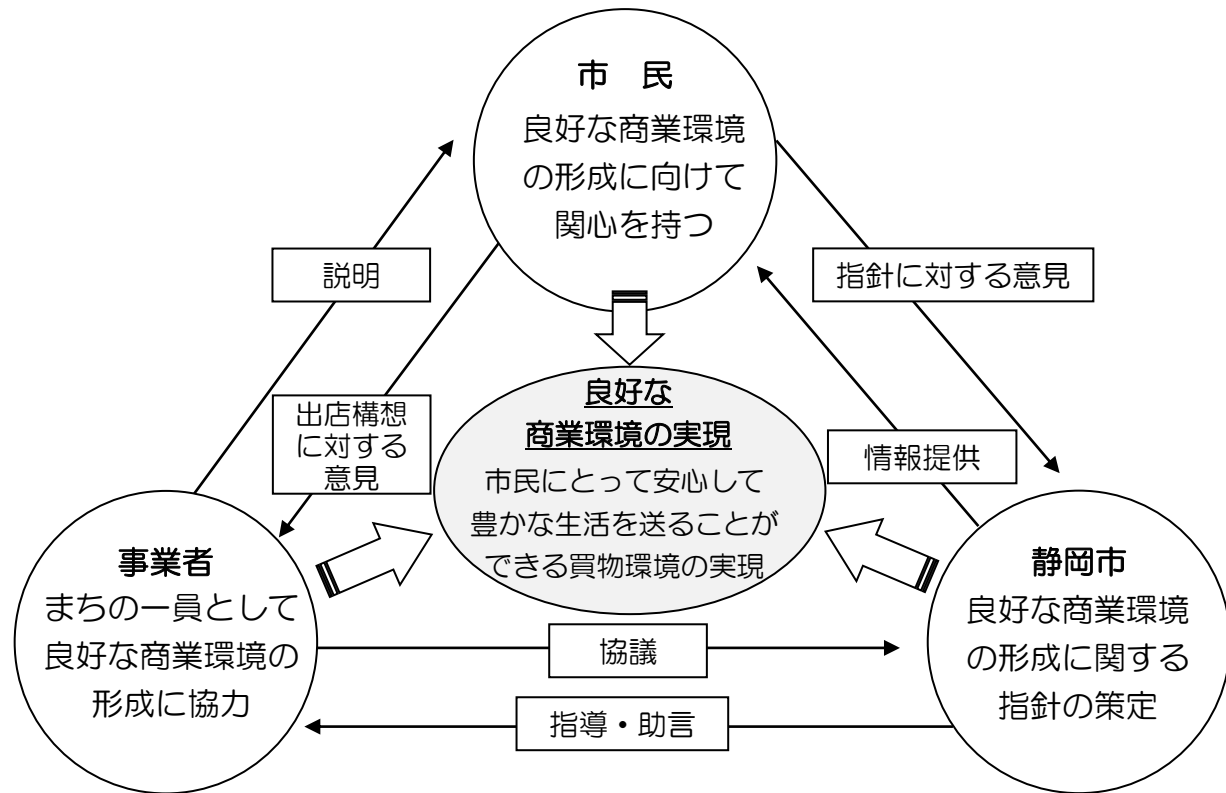
# 静岡市良好な商業環境の形成に関する条例の概要

## 1 条例の目的

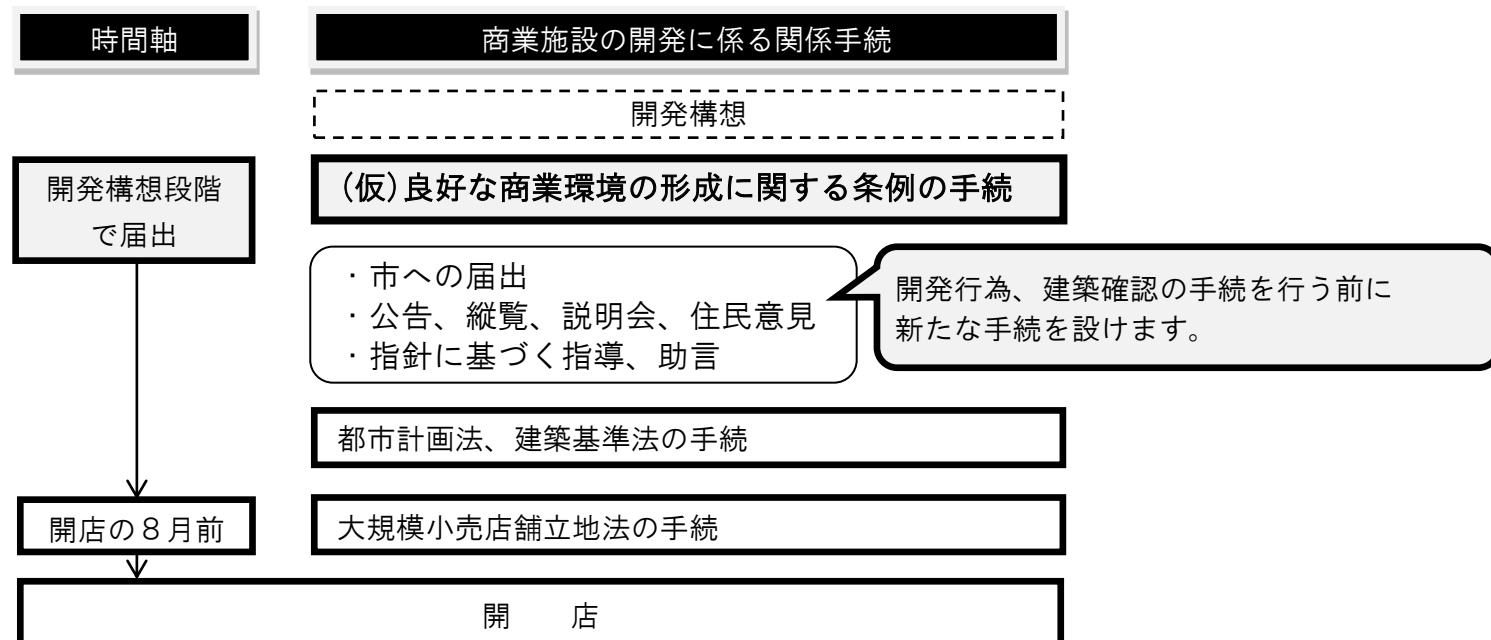
この条例は、静岡市商業の振興に関する条例(平成 23 年静岡市条例第 4 号)第 12 条の規定に基づき、商業施設の建築等について、市民の意見を反映する機会を設けるとともに、良好な商業環境の形成に資するよう誘導する手続を定めることにより、市民にとって安心して豊かな生活を送ることができ、市が目指すまちの姿にふさわしい良好な商業環境の形成を図り、もって市民生活の向上及び地域社会の持続的発展に寄与することとする。

## 2 条例で目指す姿

市民、事業者、静岡市が一体となって、良好な商業環境の形成に向けて取り組む制度です。



## 3 条例による手続の実施時期



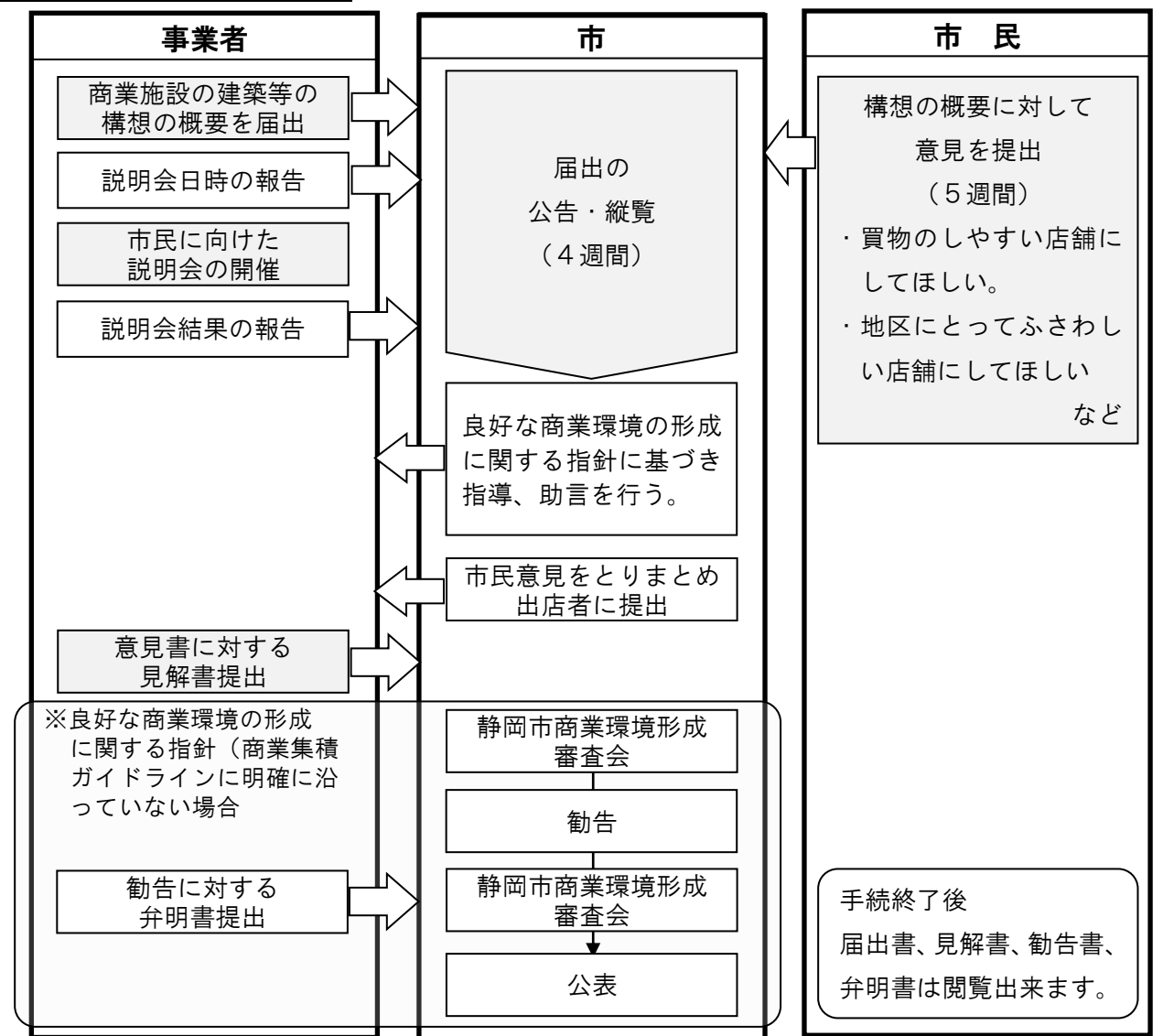
## 4 届出の対象

- ①届出の対象となる行為：商業施設の建築等  
(商業施設の建築若しくは増築又は他の用途から商業施設への用途の変更により商業施設の床面積を増加させる行為(建築基準法に定める申請書の提出を行うことを必要とせず、単に他の用途から物品販売業の用に供する床面積を増加する行為を含む)
- ②商業施設：物品販売業を営む店舗  
一の建物(大規模小売店舗立地法施行令(平成10年政令第327号)第1条に規定する一の建物を含む。)であって、物品販売業の用に供する床面積が1,000㎡を超える施設
- ③届出者：商業施設の建築等を行う者
- ④届出対象地域：都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域内
- ⑤届出時期：商業施設の建築等の開発に入る前の構想を行う時期
- ⑥届出内容：商業施設の建築等の構想の概要(位置、概ねの規模、主な用途など)

## 5 条例が規定する指針

静岡市良好な商業環境の形成に関する指針(静岡市商業集積ガイドライン)

## 6 条例による手続の流れ



## 7 条例の運用開始時期

条例の議決後、約半年間の周知期間を設けた上で施行します。